

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田東ショッピングセンター
所在地 新発田市東新町四丁目3964 外
設置者 株式会社ウオロク 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰

(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野 敏哉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光

(変更後) 株式会社セリア 代表取締役 河合 映治

3 変更年月日

(1) 令和2年4月1日

(2) 平成26年6月24日

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため

(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和3年10月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和3年10月26日から令和4年2月26日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp